

太子町教育委員会／令和8年1月定例会議事録

日時及び場所

- 日時 令和8年1月27日(火)
開会時間：午前9時30分
閉会時間：午前10時40分
- 場所 役場庁舎3階 第1会議室

会議に出席した者の職氏名

- 出席者
教育長 中道教育長
委員 上籾教育長職務代理者、山崎委員、池田委員、金井委員
事務局 東條教育次長、武部教育総務課長兼給食センター所長、
松岡生涯学習課長、竹井教育総務課学務指導担当課長、
吉村教育総務課長補佐、神床教育総務課主事
- 欠席者
なし
- 傍聴者
なし

議題

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 教育長の報告
- 日程第3 議案第7号 太子町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- 日程第4 報告第8号 いじめ重大事態事案への対応について
- 日程第5 諸般の報告(その他)

中道教育長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより教育委員会1月定例会を開催します。

まず、【日程第1 会議録署名委員の指名】をいたします。本日の署名委員は、【山崎委員】をお願いいたします。

続きまして、【日程第2 教育長の報告】について報告申し上げます。

中道教育長

12月26日、年末夜警をされている各消防団を町長とともに訪問しました。

1月1日、体育連盟主催の元旦初登りに町長とともに参加しました。

1月7日、校園長会を開催し、いじめ対策についての町議会での答弁の説明や、教職員の評価育成システムにおける、丁寧で納得のいく評価と適切な面談の実施を依頼し、教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（素案）についての意見聴取等を行いました。

1月10日、町長とともに太子町出初め式に出席しました。

1月12日、令和8年二十歳を祝う会を開催いたしました。

1月16日、令和8年タウンミーティングに参加しました。

1月18日、体育連盟主催の新春ジョギング大会に参加しました。同日、春日・太子・葉室・聖和台合同の防災訓練に町長とともに参加しました。

1月25日、子どもとの関わり方セミナーの3回目として、ボーク重子さんによる講演会を開催しました。同日、竹内街道歴史資料館友の会講演会にて、元歴史資料館長の上野勝己先生による講演を聞きました。

以上です。

中道教育長

ただ今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

中道教育長

無いようですので、続きまして、【日程第3 議案第7号 太子町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について】について説明を求めます。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

それでは、太子町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてご説明させていただきます。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立しました。その第8条において、教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定、公表、計画の実施状況の公表が義務づけられたことを踏まえ、本計画を策定するものであります。

この計画は、教育職員の勤務実態を適切に把握し、長時間勤務の是正と心身の健康保持を目的として策定し、教育職員が子どもたちとしっかり向き合える時間を確保する環境を整えるとともに、働きやすさと働きがいと両立させるためのものです。同時に、教育の質の向上を目指すものです。

それでは、2頁をご覧ください。

まず、本町の現状について触れます。本町では令和5年11月に、「太子町立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」を制定し、教育職員の在校等時間の管理および時間縮減に取り組んできました。その結果、小学校では時間外在校等時間の平均が月22時間となっている一方、中学校では月平均38時間となっており、特に月約45時間を超える割合が44.8%、80時間を超えたことがある教育職員の割合が41.3%となっています。

この背景には、教職員が社会が抱える多様な受け皿となり、学校が教育以外の役割まで担うようになってきていることなどから、業務量が多くなっていることが挙げられます。本計画では、こうした点を踏まえ、教職員の業務量を適正化し、時間的余裕を創出し、子どもと向き合う時間を確保するなど、子どもが安心して学べることのできるより良い教育の実現を目指します。

3頁をご覧ください。続いて、この計画で掲げる目標です。

- ・1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ・1年間時間外在校等時間を360時間以下にする。

これら3点を目標として掲げています。

また、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、職員検診のストレスチェックを実施して、高ストレス者の割合を15%以下にすることと仕事への満足度（働きがい）の割合を50%にすることを成果数値目標として進める計画です。

次に、具体的な実施内容を3点ご説明します。4頁をご覧ください。

1点目は、「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しの取り組みです。

イ、「学校以外が担うべき業務」として、登下校時の通学路における日常的な見守り活動については、町の広報、学校便りなどを通して、保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進し、放課後から夜間における見回りについては、地域青色防犯パトロール隊などに委ねることとします。また、保護者等から過剰な苦情や要求等で、学校での対応が困難な事案の対応につきましても、相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備することにより、「感情的な対立」から「建設的な対話」へと導く流れを明確化していくよう努めます。

ロの教師以外が積極的に参画すべき業務に関しては、中学校での教育職員の在校等時間の増加に大きく影響している部活動についてです。教育委員会と学校が連携し、国や府が示すガイドラインに沿った形での部活動の地域展開等のあり方を検討していきます。

5頁をご覧ください。

ハの「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」については、授業準備や学習評価、成績処理などの業務負担を軽減するために校務支援システム機能や自動採点技術等の活用を促進します。また、支援が必要な児童生徒、家庭への継続的かつ迅速な対応を可能とするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの勤務日を拡充し、支援体制の充実を図ります。

さらに、学校と家庭が互いに尊重し合いながら子どもの成長を支えるための「共通ルール」を整備し、太子町版「ここみガイドブック」を策定し、学校が働き改革に取り組んでいく主旨や、子どもを中心においた適切なコミュニケーションのあり方などを、リーフレットやポスターなどにより学校、保護者地域へ広く共有していきます。「ここみガイドブック」に関しては、現在策定中であり、学校からの意見を反映しての発行になる予定です。

2点目は、「学校における措置の推進」です。

学校長のリーダーシップにより、各学校の教育課程における年間総授業時数の適正化や校内組織を効果的に機能させ、教育職員ひとり一人が働きやすい職場環境を構築することが必要です。その際、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく、業務の精選を行う工夫が必要となります。また、勤務時間外の電話の音声自動対応機能を設置し、学校における働き方改革を推進し、時間外勤務の縮減を図ります。

6頁をご覧ください。

3点目の「教育職員の健康および福祉の確保に関する取組み」についてですが、1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員については、学校長による面談を実施し、勤務状況を改善させるための方策を作成したものを教育委員会へ提出し、支援その他の必要な取組みを実施いたします。その他、11時間を目安とする勤務間インターバルの確保、一斉閉校期間の設定による有給休暇取得率の向上、週1回以上の定時退校日の設定や心身の健康問題への相談窓口の設置も行います。また、労働基準法第34条に基づき、勤務時間中における休憩時間が適切に確保されるように努めます。

最後に、本計画の今後のフォローアップについてです。取組みの効果を把握するため、各町立学校の教育職員の在校等時間の状況を毎年度町のHPで公表し、定例の教育委員会や総合教育会議において報告します。また、教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして、課題が見られる学校に対しては、教育委員会が個別支援を

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

行い、状況の改善を図ります。

各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育職員の働き方改革に向けた取組みに努め、本町の教育環境を改善し、教育職員の働きやすい職場づくりと子どもたちが安心して学べる教育環境の提供を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

中道教育長
金井委員

ただ今の件につきまして、何かご質問等ございませんか。

時間外在校時間の現状について、小学校より中学校の方が長くなっているのは、部活動の影響が大きいのでしょうか。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

もちろん部活動以外の業務等も関係していますが、この時間外在校時間には土日や祝日の部活動の時間も計上しているため、部活動を担当されている教職員の方は、月平均45時間を超えてしまう現状であると認識しています。

山崎委員

私からも同じく、この現状について質問です。

中学校の時間外在校時間について、月平均は38時間に対し、月80時間を上回ったことがある教育職員の割合は41.3%という半分近くまでいることは、職員によってかなり偏りがあり、時間外在校時間がゼロに近い方もたくさんいらっしゃるということになると思います。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

部活動については複数顧問制を導入しており、土日に部活動に出る人とそうでない人で、時間外在校時間に大きく差が出ている点は課題であると認識しています。

山崎委員

そう考えると、やはり部活動の影響が大きいと言わざるを得ないですね。

山崎委員

〔誤字脱字の訂正〕

山崎委員

資料の中で、「日課表」と記載されているものについては、具体的に何を指しているのでしょうか。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

1日の学校スケジュールのことを指しております。

山崎委員

ありがとうございます。

次に学校産業医の配置についてですが、学校当たりの教職員数が50

山崎委員

人を超えると産業医を配置する必要があることから、50人に満たない太子町立学校には産業医が配置されていないという認識でよろしいでしょうか。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

おっしゃるとおりで、教職員数50人を超える場合は産業医の配置が義務付けられていますが、本町の学校では該当しないので配置されておりません。

なお、令和9年度より教職員のストレスチェックを実施し、高ストレスと判断された職員のうち、面談を希望する者を産業医につなぐ方向で進めております。

山崎委員

ありがとうございます。

次に、資料の6頁に「心身の健康問題について相談窓口を設置する」との記載がありますが、この相談窓口とはどちらを想定されているのでしょうか。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

町教育委員会としております。

山崎委員

ありがとうございます。

次に夏季休業期間の設定についてです。「6日間（8月10日～15日）の一斉閉校期間の設定を行う」とされていますが、土曜日と日曜日の重なり具合によっては、休業期間を柔軟に調整できるように、「6日間」とだけ定めておくのも1つかと思いましたが、いかがでしょうか。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

夏季休業期間の扱いですが、これまで本町では8月10日から15日の間のうち、3日間を閉校日として設定してきました。しかし近隣市町村の状況を確認したところ、閉校日が3日間というのは、太子町が最も短い日数となっていました。

そこで、8月10日から15日の6日間を閉校日とすることで、部活動も行わないことになり、結果として、教職員の時間外在校時間の縮減にもつながるのではないかと考えております。

一方で、非常勤職員や会計年度任用職員の方につきましては、年間の年次有給休暇が10日程度しかない方もおられます。お盆の時期は旅行等の費用も高くなるため、夏季休業期間の中でも、時期を少しずらして休暇を取得したいという声があることも承知しております。

そのため、今回の運用にあたっては、Q&Aを作成しております。職員から勤務したいという申し出があった場合でも、必ず休まなければならないという扱いにはせず、勤務を希望される方についてはその勤

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

務を認めていただくよう、学校には伝えております。また、その申出を認めたからといって、管理職も必ず学校に出勤しなければならないといったことはないという点についても、あわせてQ&Aの中で整理しております。

山崎委員

「8月10日から15日」と表記して固めるより、年によっては11日から16日までの間だったり柔軟に変更できるように、日付の固定はしなくてもいいのではないかと思います。

東條教育次長

少し補足になりますが、これまで本町では閉校日を3日間として設定しておりましたが、近隣市町村の状況を見ますと、ある程度幅を持たせた設定がされているところが多く見られました。今回の考え方としては、8月10日から15日のお盆の期間については、土日がどこに入るかに関わらず、その期間全体を「お盆の期間」と捉え、閉校日として整理しようというものです。

ただし、この期間についても、必ず全ての教職員が休まなければならないという扱いではなく、先ほど課長からも説明がありましたが、「この期間は休暇を取りたくない」という教職員がいる場合には、その勤務も認めていくという考え方です。

全ての教職員が一律に不在になるということではなく、あくまで「お盆の期間であるので、教職員が休みを取りやすいようにする」という趣旨です。5日間程度を目安に、休みを取りやすい期間として設定しているものと受け取っていただければと思います。

山崎委員

わかりました。

次に、「学校における定時退校日を週1回以上設定するように推進する。」とあるのは、今はまだ実施されていないのでしょうか。他の自治体ではすでに推進している印象があります。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

現在も各学校において推奨はしておりますが、実際にはなかなか難しい状況がある、というのが実情です。そのため、「必ず設定する」といった形で義務付けるのではなく、「週1回以上設定するよう推進する」という表現にとどめており、具体的な運用については学校長の判断に委ねているところです。

山崎委員

今までもされていますよね。ありがとうございます。

中道教育長

他に、何かご質問等ございませんか。

金井委員

1点お伺いしたいのですが、教職員の方々は有給休暇を実際に取得

金井委員

できているものなのではないでしょうか。教科を持って授業をされている中で、なかなか難しいのではないかと思います。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

有給休暇の付与日数自体は年間20日となっており、未消化分を翌年度に繰り越すことで、最大40日まで保有できる制度になっています。ただ、実際には担任を持っていたり、授業を担当していると、どうしても取りにくい面はあります。そのため、夏休みや冬休みなどの長期休業期間に、まとめて取得されている先生方が多いのが実情です。

令和6年度の実績で申し上げますと、平均の取得日数はおおむね15日程度となっております。厚生労働省では、付与日数に対して7割、つまり14日以上を取得を目標としていますので、平均としては目標をクリアしている状況です。

金井委員

やはり、授業を持っていることで、長期休業期間以外に取得するのは基本的に難しいということですね。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

そこについては、事前の調整次第という部分もあります。例えば、お子さんの行事、授業参観などがある場合、中学校であれば、あらかじめ授業を別の週に振り替える調整を行うこともあります。また、小学校の場合ですと、首席の先生等に代わってもらうといった対応も考えられますので、前もって段取りができていれば、取得は可能だと考えております。

中道教育長

ただ、体調不良については、どうしても急に発生するものですので、当日になって出勤できないというケースはあります。そうした場合に、学校全体で対応するということは、日常的に行われているところです。

金井委員

私が学生の頃、先生が急にお休みされて、代わりの先生が別の教科を教えてくださいました。次の日に先生が「とても迷惑をかけてしまった」と、非常に申し訳なくされており、大変な仕事だなと思ったことがあります。

山崎委員

太子町の平均の有給取得日数が15日ということですが、大阪府全体の平均も同じくらいだったと思います。有給休暇については、1時間単位で取得できるということもあって、例えば朝に授業がなければ、朝の時間を2時間ほどゆっくり取ったり、逆に午後は少し早めに帰ったりといった使い方もできるので、比較的取りやすい制度だと感じています。実際にこのような形で活用されている先生方が多い印象があります。

中道教育長

他に、何かご質問等ございませんか。

上籾教育長
職務代理者

資料の中で、「11時間を目安とする勤務間インターバルの確保」とあるのですが、勤務間インターバルとはどのような意味でしょうか。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

まず、退勤時間から出勤時間までの間のことを「勤務間インターバル」といい、その時間を最低限11時間を確保しようというのが狙いです。

例えば前日の午後8時に退勤した場合は、そこから11時間後になりますので、翌日は朝7時以降の出勤になります。また、午後10時に退勤した場合であれば、11時間後ですので、翌日の出勤は朝9時からということになります。仮に午後10時に退勤して、翌日8時に出勤してしまうと、勤務間が10時間しか空いていないことになりますので、それは適切ではなく、午前9時以降に出勤するようにしましょう、という考え方です。

中道教育長

学校には子どもたちがおり、授業も組まれておりますので、常に勤務間インターバルを適用できるものではありません。ですので、基本的な考え方としては、できるだけ早く勤務を終了し、翌日までに11時間の間隔を確保することを目指していきたいと考えております。

山崎委員

こうした取組みを進めていくと、残業を含めた教職員の勤務時間の管理等がもちろん必要になり、その他にも、部活動の時間管理や、他の教職員の出張時間の把握等、多くが管理職の業務になり、実質的には教頭先生に集中してしまいます。

教頭先生の業務が分散しにくい実情もあるとは思いますが、例えば補助的な人員配置など、何らか負担を緩和できるような支援やフォローの仕組みが必要だと思えます。

金井委員

今回の取組みは、教職員のワークライフバランスや働きやすさ、やりがいを大切にすることが目的だと思います。

部活動については、外部講師として関わる中でも非常に負担が大きいことは感じていますが、一方で、「自分が先生に教えてもらったから今度は教えたい」とか、「部活動に憧れて教職員を目指した」という方が一定おられるのも事実だと思います。

先生方のお話を聞いていると、部活動をやりがいとして前向きに取り組んでいる方もいれば、長期間の連続勤務で疲弊している方もおられますので、「部活動の担当を選択できない」というシステムがよくないのではないかと感じています。

教職員は部活動を担当しないという形も極端ですし、必ず担当しな

金井委員

ければならないというのも課題があると思います。そうではなく、ある程度選択できる仕組みがあることが、本当の意味での働きやすさや、やりがいにつながるのではないかと考えています。

中道教育長

これまで教職員は、部活動を担いながら授業も担当してきた経緯があり、今回の見直しは大きな転換だと受け止めています。そのため、これまでの形で部活動にも懸命に取り組んできた方の中には、戸惑いを感じておられる面もあると思います。そうした中で、それぞれが思い描いてきた教師像を、現在の制度や条件の中でどう実現していくかを模索しながら取り組んでいる状況です。

先ほど金井委員から、多様な形があってもよいのではないかとのご意見がありましたが、そのとおりで、全国の中学校現場でも同様の悩みを抱えており、高校でも近い状況があるのではないかと考えています。部活動については、国が令和8年度から6年間を見据えた方向性を示していますが、直ちに部活動がなくなるということではありません。部活動を行いながら、時間外在校時間の縮減も進めていくという段階的な対応が当面続くのではないかと見ています。

例えば、これまで午後6時頃まで行っていた部活動を午後5時半程度までに見直すことや、土日の活動をいずれか1日にすることなどは、これまでも進めてきたところであり、今後も同様の形で継続していくことになります。したがって、活動が完全になくなるわけではなく、一定の範囲で続いていくものと考えています。そうした中で、部活動に意欲を持つ先生方を応援しながら、子どもたちとの関係づくりを大切にしていって取り組んでもらえればと考えています。

東條教育次長

先日の校園長会議でも話題になりましたが、各校長からは、「部活動は今後どうなっていくのか」「部活動担当の教員にどう説明するのか」といった声が出ています。

大阪府内でいうと、北部では具体的な検討が進んでいる一方、南部ではこれから本格的に検討していく段階という状況です。全国的には、国の方針のもとスポーツ庁や文化庁も関わりながら議論が進められています。

部活動の地域展開が示される中で、地域スポーツクラブとの連携が論点になっており、所管は生涯学習課になりますが、既存の地域クラブと学校部活動が連携できるのか、可能性があるのかも含めて検討が必要です。公立学校の部活動運営は市町村の裁量に委ねられている部分も大きく、民間クラブへの委託を検討している自治体もあります。本町としても、現在小学生を対象に活動している地域クラブと中学校部活動を連携させることが可能かどうかなど、ゼロベースで検討している段階です。

東條教育次長

現時点では方向性を明確に示せる状況には至っていませんが、今後も情報収集や検討を進め、本町に合った形を探っていきたいと考えています。検討状況については、委員の皆様にも随時お知らせしていきます。

池田委員

最近では公立と私立の選択についても状況が変わってきており、高校では私学を選びやすくなってきていると思います。

公立中学校では「今この部が頑張っている」といった話になりますが、私学では専門指導者を配置して学校として競技力を高めている学校もありますので、具体的な私学の実情は分かりませんが、このままでは公立離れが進むのではないかという懸念を持っています。

中道教育長

これまで学校の教職員が、子どもたちとの関係の中で、「子どもたちのために」という思いで部活動に熱心に取り組んできたこともあると思います。今後は、合同部活動や近隣校との合同実施など、形が変わっていく可能性もありますし、教職員自身も、勤務終了後に兼業という形で、例えば地域のスポーツクラブで指導にあたるといった関わり方も、考えられるようになってきていると感じています。

一方で、子どもたちにとっては、日頃から関わっている先生が指導してくれるからこそ頑張ろうと思える面もありますし、保護者にとっても、学校であることによる安心感があります。そうした点も含め、様々な要素が絡んでくるため、今後のあり方については慎重に考えていく必要があると考えています。

山崎委員

神戸市では、中学校の部活動をしないと決定されていますが、町立中学校の部活動について、顧問の担当は希望性なのでしょうか。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

原則、いずれかのクラブには所属するという運用にしております。

中道教育長

勤務時間中の部活動については、職務命令ができる範囲として、原則いずれかの部活動に所属してもらうことを教職員の皆さんにお願いしているところです。また、顧問に人事異動があった場合にも、部活動を継続していく必要がありますので、その観点からもお願いしています。一方で、「この部活動を担当したい」と思っている教職員がおられても、すでに正顧問が決まっている場合など、担当の割り振りについては悩ましい面もあります。

池田委員 部活動指導の上手な人が転勤していくと、後任がかなり苦勞することもありますね。

中道教育長 他にご質問等ございませんか。
なければ、本件について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[全員「異議なし」の声]

中道教育長 ご異議ないようですので、【日程第3 議案第7号 太子町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について】は、事務局原案のとおり承認するものといたします。

中道教育長 続きまして、順番を入れ替えさせていただき、【日程第5 諸般の報告（その他）】について説明を求めます。

教育総務課
武部課長 教育総務課より後援名義使用に関する報告をいたします。お配りしている資料をご覧ください。

(1件目)

申請日：令和7年12月25日

申請者：太子町観光協会 会長 土井 武久 氏

事業名：懐かしのひな人形展

事業目的：日本最古の官道「竹内街道」沿いの大道旧山本家住宅を中心に、各家庭に眠っている昔のひな人形を展示し来訪者に懐かしんでもらい、地域住民との触れ合いを目的に開催する。

実施期間：令和8年2月28日（土）～3月1日（日）

実施場所：大道旧山本家住宅、開催趣旨に賛同いただける竹内街道沿いの個人宅

参加対象者：町内、町外の観光客 約300人

以上、令和8年1月5日付けで承認いたしました。

(2件目)

申請日：令和8年1月8日

申請者：南河内地区人権教育研究協議会 会長 高橋 義浩 氏

事業名：2025年度 南人教実践交流会

事業目的：南河内地区6市2町1村（富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村）の人権教育の新たな実践の創造につなげ、広めていくために、実践報告をもとに、実践交流分科会を実施する。

教育総務課
武部課長

実施概要：人権課題別10分科会での実践交流会

- ①部落問題学習
- ②地域とつくる子どもの学び
- ③授業づくりと学力保障
- ④進路保障
- ⑤子どもの権利と子育て支援
- ⑥集団づくりと社会参加
- ⑦SDGsと人権教育
- ⑧「ともに学び ともに育つ」教育
- ⑨ジェンダー平等教育
- ⑩多文化共生と在日外国人教育

実施期間：令和8年2月18日（水）

実施場所：南河内地区内の公共施設及び各学校園

参加対象者：南河内地区内の教職員 約600人

以上、令和8年1月14日付けで承認いたしました。

教育総務課からは以上です。

中道教育長

学務指導担当からは無いようですので、続いて生涯学習課からお願
いします。

生涯学習課
松岡課長

生涯学習課から、各種行事関係についてご報告いたします。まず、行
事結果からです。

まず、「太子町二十歳を祝う会」についてです。

1月12日（月・祝）の午前10時から式典を万葉ホールで行い、その
後、午前11時から町民ホールにおいて交流会を実施しました。参加者
は105名で、内訳は男性52名、女性53名となっており、このうち町
外へ転出されている方が6名おられました。

次に、「新春ジョギング大会」についてです。1月18日（日）、午前
10時から11時まで、総合スポーツ公園グラウンドにおいて開催いたし
ました。参加者は95名で、小学生が68名、一般参加が17名、ファミ
リーの部が4組10名となっております。

続いて、「新春ボウリング大会」についてです。青少年指導員会主催
で、1月24日（土）、午前9時から午後2時までボウルアロー八尾店に
て開催しました。39名の参加がありました。

次に、「竹内街道歴史資料館友の会」主催の歴史講座についてです。
1月25日（日）午後1時30分から午後3時まで、万葉ホールで開催
されました。「山田に伝わる伊達弥十郎の実像」をテーマに、元竹内街
道歴史資料館長の上野勝己氏にご講演いただき、43名の参加がありま
した。

同じく1月25日、ボーク重子氏による「子どもとの関わり方セミナー」
を開催いたしました。こちらは全4回予定のうちの3回目となり、
午前10時から午前11時30分まで、万葉ホールで実施いたしました。
「違いを受け入れる『思いやり』の力を育む」をテーマにご講演いた
だき、参加者は28名でした。なお、最後の4回目のセミナーについては、
3月1日（日）に万葉ホールで実施予定となっておりますので、ご都合

生涯学習課
松岡課長

が合えば、ぜひご参加いただければと思います。

続いて、今後の行事予定についてです。

「竹内街道歴史資料館 冬季スポット展示」につきましては、前回もご説明しておりますが、2月10日から3月29日まで、「古刹 南林寺の仏像」をテーマに開催予定となっております。

その次、「アイススケート教室」につきましても、前回ご説明した内容のとおり、2月11日（水・祝）に実施予定で、午前8時45分から午後4時までの開催となっております。

生涯学習課からの報告は以上です。

中道教育長

各課からの報告につきまして何かご質問等ございませんか。

中道教育長

無いようですので、続きまして、【日程第4 報告第8号 いじめ重大事態事案への対応について】についてでございます。

本件につきましては、関係者のプライバシー保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、これより非公開としたいと思っておりますので、出席委員にお諮りします。

中道教育長

【日程第4 報告第7号 いじめ重大事態事案への対応について】を非公開で行うことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[採 決]

中道教育長

三分の二以上の賛成を認めます。これによりまして、【日程第4 報告第8号 いじめ重大事態事案への対応について】を非公開といたします。

会場閉鎖後、報告をお願いいたします。

[会場閉鎖]

教育総務課
学務指導担当課

報告第8号 いじめ重大事態事案への対応について（非公開）

[再 開]

中道教育長

その他に何かご意見、ご質問等ございませんか。

中道教育長

無いようですので、本日の日程はすべて終了しました。

次回は、2月16日（火）午前9時30分から開催させていただきます。よろしく申し上げます。

会議録の署名

教育長

委員